

第1章 施設の設置に関する計画等

1-1 事業の目的

倉浜衛生施設組合（以下、「本組合」という）は、沖縄市、宜野湾市、北谷町で構成され、発生したし尿及び浄化槽汚泥を本組合のし尿処理施設である「宜野湾清水苑」で処理している。

本組合では、今後も現行体制によるし尿処理を行っていく計画であるが、宜野湾清水苑は昭和52年の供用開始から約40年が経過していることから、施設の老朽化と施設運営の効率化を図るため、汚泥再生処理センターを整備することにより、し尿等と有機性廃棄物（給食センターからの生ごみ（調理残渣））（以下、「有機性廃棄物」という。）を併せて処理することで資源化を推進し、循環型社会の形成を目指すものとする。

1-2 事業主体及び住所

事業実施者：倉浜衛生施設組合

住所：沖縄県宜野湾市伊佐4丁目9番6号

1-3 建設予定施設の設置場所

建設予定施設は、既存し尿処理施設（宜野湾清水苑）の敷地内の一部であり、そこに建設用地を確保して計画する。建設予定施設の設置場所を図1.1に示す。



資料：国土地理院地図（国土交通省 国土地理院）(<http://maps.gis.go.jp/help/>)

図 1.1 建設予定施設の設置場所位置図

1-4 設置する施設の種類

汚泥再生処理センター

1-5 施設において処理する廃棄物の種類

し尿及び浄化槽汚泥、有機性廃棄物

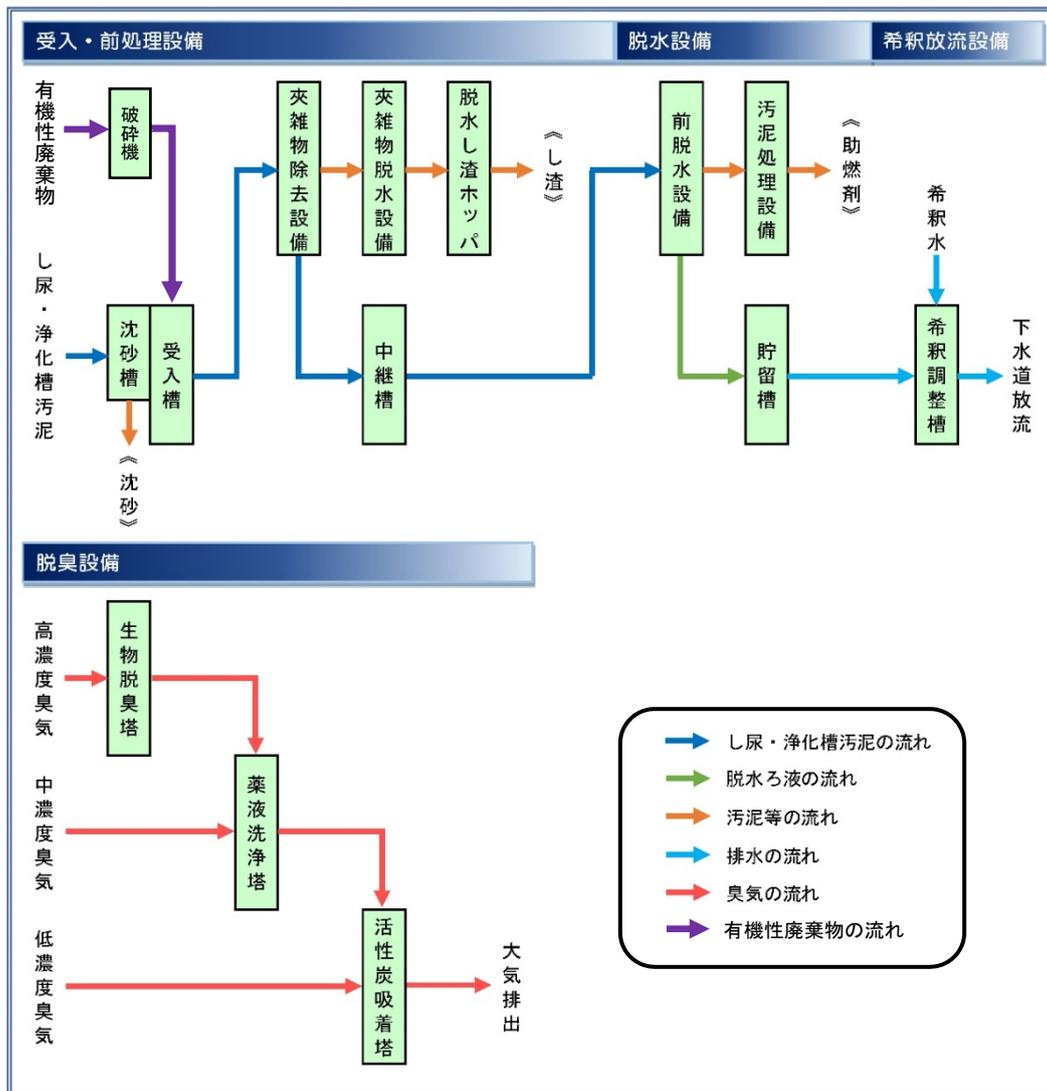
1-6 施設の処理能力

29kL/日

1-7 施設の処理方式及び主要設備

建設予定施設における処理方式は、水処理:固液分離方式、資源化:助燃剤化、下水道放流となっている。

建設予定施設における処理フローを図1.2に示す。



資料:「し尿処理施設(汚泥再生処理センター)整備事業計画」(倉浜衛生施設組合)

図 1.2 建設予定施設における処理フロー

1-8 環境保全対策

(1) 大気質

大気質に関する環境保全対策は、以下のような対策を講じるものとする。

① し尿等運搬車両の走行に伴う排ガス

- ア. 計画施設へ搬入出するし尿等運搬車両が法定速度を遵守した走行を行うようドライバー等に指導し、排出ガスの抑制に努めるものとする。
- イ. 施設への搬出入路については、指定された道路以外の道路を使用しないこと。

(2) 騒音

騒音に係る環境保全対策は、以下のような対策を講じるものとする。

① 施設の稼働に伴う騒音

- ア. 騒音発生源となりうる機器は、できるだけ低騒音型または超低騒音型の機種を選定する。
- イ. 騒音発生の大きい機器類は、専用の防音室内に設置するか、防音カバーを設置する等の対策を講じる。
- ウ. 施設レイアウトにあたっては、防音室の配置を敷地境界線から十分に距離減衰ができるように配慮する。

② し尿等運搬車両の走行に伴う騒音

- ア. 計画施設へ搬入出するし尿等運搬車両が法定速度を遵守した走行を行うようドライバー等に指導し、騒音の抑制に努めるものとする。
- イ. 施設への搬出入路については、指定された道路以外の道路を使用しないこと。

(3) 振動

振動に係る環境保全対策は、以下のような対策を講じるものとする。

① 施設の稼働に伴う振動

- ア. 振動発生源となりうる機器は、できるだけ低振動型の機種を選定する。
- イ. 機器の据付にあたっては、建築構造的及び機器的に防振対策を講じるものとする。

② し尿等運搬車両の走行に伴う振動

- ア. 計画施設へ搬入出するし尿等運搬車両が法定速度を遵守した走行を行うようドライバー等に指導し、振動の抑制に努めるものとする。
- イ. 施設への搬出入路については、指定された道路以外の道路を使用しないこと。

(4) 悪臭

悪臭に係る環境保全対策は、以下のような対策を講じるものとする。

① 施設からの悪臭の漏洩

- ア. 発生臭気を高濃度、中濃度、低濃度に区分し、これに見合った捕集方法で各々を適切な脱臭装置へ導くものとする。
- イ. 臭気発生箇所は、水槽の覆蓋化・機器類の密閉化等により、できる限り密閉化を行う。なお、覆蓋、点検口の点検開口時には、臭気が漏洩しないように十分な捕集能力を確保する。
- ウ. 密閉化が困難な箇所や臭気の漏洩の恐れのある箇所（受入室、前処理室、沈砂除去室等）については、低濃度臭気として捕集を確実にを行う。
- エ. 捕集ダクト、脱臭ファン等は、耐食性に優れた材質とする。
- オ. 捕集ダクトについては、ダクト径、最適ルート等を十分考慮し、効率よく捕集できるものとする。

② 排出口からの悪臭

- ア. 発生臭気を高濃度、中濃度、低濃度に区分し、各々を適切な脱臭装置により確実にを行う。
- イ. 高濃度臭気及び中濃度臭気は、生物脱臭等により処理する。
- ウ. 低濃度臭気は、活性炭吸着により処理する。
- エ. 脱臭装置は、耐食性に優れた材質とする。
- オ. 脱臭装置は自動運転とし、保守点検整備が容易な構造とする。

1-9 環境保全に係る基準

本組合では、建設予定施設の汚泥再生処理センターにおいて、宜野湾市伊佐区自治会と公害防止協定を締結している。以下に公害防止協定に定められている基準を示す。

(1) 下水道法による排出水の下水排除基準

施設からの排出水下水排除基準を以下に示す。

表1.1 施設からの排出水の下水排除基準

排出水の下水排除基準	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	380mg/L以下
水素イオン濃度 (pH)	5~9を維持
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600mg/L以下
浮遊物質 (SS)	600mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30mg/L以下
窒素含有量	240mg/L以下
燐含有量	32mg/L以下
水温	45℃未満
よう素消費量	220mg/L以下

(2) 騒音規制法による規制基準

施設稼働に伴う騒音の規制基準を以下に示す。

表1.2 施設稼働に伴う騒音の規制基準

規制基準	
朝 (6時~8時)	55 dB以下
昼間 (8時~19時)	60 dB以下
夕 (19時~21時)	55 dB以下
夜間 (21時~6時)	50 dB以下

(3) 振動規制法による規制基準

施設稼働に伴う振動の規制基準を以下に示す。

表1.3 施設の稼働に伴う振動の規制基準

規制基準	
昼間（8時～19時）	65 dB以下
夜間（19時～8時）	60 dB以下

(4) 悪臭防止法による規制基準

施設における臭気指数の規制基準を以下に示す。

表1.4 施設における臭気指数の規制基準

規制基準	
敷地境界線上	18
煙突その他の気体排出口	悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に規定されている方法により算出した数値とする。